

【参考】

特定非常災害特別措置法の概要

<災害対策基本法>

平成28年熊本地震について政令を制定
(平成28年5月2日公布・施行)



災害緊急事態の
布告(注)あり
災害緊急事態の
布告なし

政令で指定

著しく異常かつ 激甚な非常災害 →特定非常災害 (法第2条第1項)	特定非常災害に 適用すべき措置 (法第2条第2項)
--	---------------------------------

各省庁に
おける措置

○ 満了日の延長を行う権利利益等を告示により指定(法第3条第2項)等

各府省の告示の制定状況等の
取りまとめ・公表

「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案

- ① 死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生
- ② 住宅の倒壊等の多数発生
- ③ 交通やライフラインの広範囲にわたる途絶
- ④ 地域全体の日常業務や業務環境の破壊

(注)国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚な災害時に、応急対策の推進のため発せられるもの
・関東大震災に類する又はこれを超える災害時に発布想定
・未だ適用実績なし

適用すべき措置の内容

- ※ ① 行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)
例: 運転免許証(道交法92条の2)
- ※ ② 期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)
例: 薬局の休廃止等の届出義務(医薬品医療機器等法10条)
- ※ ③ 債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
- ※ ④ 相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例措置(法第6条)
- ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例措置(法第7条)
- ⑥ 建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第8条)
- ⑦ 景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例措置(法第9条)

(※は、平成28年熊本地震に適用する措置として指定されたもの。)